

農畜水産物等の放射性物質検査計画の概要 (福島県)

1 期間 第2四半期 (平成29年7月～9月)

2 検査計画概要

分類	品目数	検査頻度	総検体数	検体採取 市町村数 (予定も含む)
出荷前もしくは出荷時に検査を行う食品				
野菜類	80	週3回	875 検体	全市町村
果実類	17	週1～3回	480 検体	全市町村
きのこ・山菜類	8	週1～2回	355 検体	全市町村
畜産物	7	週3～4回	2,015 検体	全市町村
野生鳥獣肉	7	月1回程度	74 検体	全区域(※1)
乳	1	週1回	104 検体	全市町村
穀類	6	週1回	65 検体	全市町村
海産魚種	100	週1回	2,400 検体	10市町沿海
内水面魚種	10	週1回	390 検体	全市町村
その他	—	—	—	—
小計	236	—	6,758 検体	—
市場に流通している食品(※2)				
生鮮品又は 加工品	50	週3回	1,250 検体	
計	286	—	8,008 検体	—

※1 県内7方部ごとに検体を採取。

※2 加工品については原則出荷前に検査を行う。

品目別試料採取基準

平成24年4月23日施行
平成24年6月26日一部改正
平成24年9月21日一部改正
平成24年12月17日一部改正
平成25年3月28日一部改正
平成26年3月31日一部改正
平成26年9月29日一部改正
平成27年3月30日一部改正
平成29年4月 3日一部改正
福島県農林水産部

「農林水産物を対象とした緊急時環境放射線モニタリング実施方針」（平成23年7月11日付け福島県農林水産部、以下「実施方針」という。）の7の（1）に基づき、「品目別試料採取基準」を以下のとおり作成する。

1 基本的な考え方

本県において、実施方針に定めるモニタリングの実施に必要な試料の採取を計画的かつ円滑に進めるために、対象区域、検査対象、採取点数、品目別の採取基準について設定する。なお、設定に当たっては原則として、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（原子力災害対策本部、平成29年3月24日一部改正）」に基づくものとし、関係省庁により品目別の調査計画の考え方が示されている場合には、これに配慮することとする。

2 対象区域

実施方針の5に基づきモニタリングの対象品目となる出荷・販売用の農林水産物が生産または採捕等が可能な市町村とする。

3 検査対象

- （1）県内で生産、または県内の生産者により生産または採捕等（以下、「生産等」という。）された農林水産物とし、出荷・販売を目的としたものを検査対象とする。
- （2）出荷・販売に供することが可能な形態・品質を有するもの、または出荷・販売時に同様の形態・品質を有することが確実と見込まれるものとする。
- （3）生産等されたものについては、栽培管理が適切に行われ履歴が明らかなものとする。
また、採捕等されるものについては、採捕地点等の情報が明らかなものとする。
- （4）生産等されたほ場、集出荷施設、と畜場等から採取する。
また、海産水産物については、漁船または調査船により捕獲したものを採取する。
- （5）区分の原則として、施設・畑地を利用して栽培されたものは、野菜類・果実類等に分類し、自然発生したものは、山菜類とする。

4 採取点数

ほ場等で生産等される検査対象品目については、特に定めのある品目を除いて、原則として市町村毎に1点以上を採取する。

ただし、採取単位の基本となる区域については、市町村または旧市町村等市町村を細分化した区分可能な区域を単位とするとともに、対象品目の作付面積や生産者数、出荷・販売等の実態を勘案し決定する。

5 品目別試料採取基準

(1) 穀類

ア 検査対象品目

(ア) 米、麦類、大豆、そば、小豆、雑穀 等

(イ) (ア)のほか、特に分析が必要と認められる品目

イ 検査頻度

(ア) 米については、出荷時期に原則として毎日検査を行う。

(イ) 米以外の穀類については、次項に定める点数を出荷時期に原則として毎週1回以上検査を行う。

ウ 採取点数

(ア) 以下の品目について、品目別に定める採取点数の基礎となる単位毎に各1点以上を採取する。

また、県内農地の土壌分析結果や空間放射線量を考慮して採取点数を増加させることとする。

(イ) 対象品目の取扱い集団（生産または集荷団体等）が同一市町村に複数ある場合には、取扱い集団毎に各1点以上とする。

① 米

検査の方法については、関係省庁と協議し別途決定する。

② 麦類

麦類の出荷集団（ロット）を単位として採取する。採取点数については、関係省庁と協議し別途決定する。

③ 大豆、そば、小豆、雑穀

前年度までの緊急時環境放射線モニタリングの結果等を踏まえ、採取方法及び採取点数については、関係省庁と協議し、別途決定する。

エ 月別採取計画

別に定める。

(2) 野菜類・果実類等

ア 対象品目

(ア) 野菜指定産地や特定野菜、県単青果物価格補償対象品目等

a 野菜類

アスパラガス、イチゴ、カボチャ、キュウリ、グリーンピース、サツマイモ、サトイモ、サヤインゲン、サヤエンドウ、シュンギク、スナップエンドウ、ダイコン、タマネギ、タラノメ、ツルムラサキ、トウモロコシ、トマト、ミニトマト、ナス、ニラ、ニンジン、ネギ、ハクサイ、花ワサビ、葉ネギ、バレイショ（ジャガイモ）、ピーマン、ブロッコリー、ホウレンソウ、モロヘイヤ

b 果実類

イチジク、カキ、スモモ、西洋ナシ、日本ナシ、ブドウ、モモ、リンゴ

(イ) 前年度に50Bq/kgを超える放射性セシウムが検出された品目又は前年度に出荷制限等を解除した品目（(ア)に掲げる品目を除く。）

a 野菜類

ウコギ、カブ、キャベツ、クレソン、コマツナ、トウガラシ

b 果実類

クリ、ユズ

(ウ) 市町村において、福島第一原子力発電所事故後初めて出荷するとともに検査実績のない品目（(ア)又は(イ)に掲げる品目を除く。）

(エ) (ア)～(ウ)のほか、特に分析が必要と認められる品目

イ 検査頻度

野菜類・果実類等については、必要に応じて定期的に検査を実施する。

ウ 採取方法及び採取点数

(ア) 出荷用の対象品目を生産する市町村を対象とし、出荷の概ね3日前に検体を採取する。

(イ) 市町村単位に原則各3点以上とする。ただし、前年度のモニタリングにおいて放射性セシウムを検出しなかった市町村の当該品目については、市町村当たり1点以上とすることができる。

また、前年度の検査結果で50Bq/kgを超える放射性セシウムが検出された品目のあった市町村の当該品目については、昭和38年1月1日時点の旧市町村単位で3点以上とし、現在の市町村単位で作付面積5ha（果実類においては20ha）毎に1点以上追加する。

エ 月別採取計画

別に定める。

(3) 畜産物・飼料作物

ア 検査対象品目

(ア) 原乳

(イ) 肉類（牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、羊肉）

(ウ) 鶏卵

(エ) はちみつ

(オ) 飼料作物

牧草、単年生飼料作物（イネ科飼料作物、イネ科長大作物、稲発酵粗飼料、粳米サイ
レージ、生粳、稲わら）

等

(カ) (ア)～(オ)のほか、特に分析が必要と認められる品目

イ 検査頻度、採取方法及び採取点数

(ア) 原乳は、2週間に1回以上検査を行い、CS（クーラーステーション）または乳業工
場毎に均一となる方法で採取する。

(イ) 肉類のうち牛肉については、原則として週5回検査を行い、（株）福島県食品流通セ
ンターにおいて出荷する全頭分の検体を採取する。

なお、県外と畜場に出荷された牛肉については、検査を依頼している分析機関におい
て検査を実施する（緊急時環境放射線モニタリングの対象外として実施する）。

また、豚肉・鶏肉については、原則として毎月2回以上、馬肉、羊肉については必要
に応じて検査を行い、食肉処理場から検体を採取する。

(ウ) 鶏卵は、原則として毎月1回以上検査を行い、養鶏場またはGPセンター毎に1点以
上を採取する。

(エ) はちみつは、出荷時期に必要なに応じて検査を行い、ミツバチを飼育している市町村毎
に1点以上を採取する。

(オ) 飼料作物は、原則として収穫期間に週1回検査を行うこととし、その種類毎の採取方
法等は、以下のとおりとする。

a 牧草は、原則として一地域内から3点を収穫物から採取し検査を行う。50Bq/kg
を超えた地域は、昭和23年時の旧市町村を基本に細分化をして、新たに原則3点を
採取して調査を行う。

また、除染（草地更新）を行った牧草地については、農家毎に収穫物から採取して
検査を行う。

b 単年生飼料作物は、利用が計画されている市町村を対象に区域を設定し、収穫適
期の1週間前以降に各区域毎に原則3点を採取する。50Bq/kgを超えた区域は、
昭和23年時の旧市町村を基本に細分化をして、新たに原則3点を採取して調査を
行う。

ウ 月別採取計画

別に定める。

(4) きのこと・山菜類

ア 検査対象品目

(ア) 栽培きのこ

しいたけ、なめこ、まいたけ、えのきたけ、エリンギ 等

(イ) 野生きのこ

マツタケ、チチタケ、ウラベニホテイシメジ、ホンシメジ 等

(ウ) 野生山菜

うど、おおばぎぼうし(うるい)、うわばみそう、くさそてつ(こごみ)、こしあぶら、さんしょう、ぜんまい、たけのこ、たらのめ、ねまがりたけ、ふき、ふきのとう、みやまいらくさ(あいこ)、もみじがさ(しどけ)、わらび 等

(エ) 野生樹実類・果実

くるみ、とちのみ、あけび 等

(オ) 栽培山菜

わらび 等

栽培山菜のうち、野菜類に準じて検査を行うものは別に定める。

(カ) (ア)～(オ)のほか、特に分析が必要と認められる品目

イ 検査頻度、採取時期及び採取点数

(ア) 栽培きのこは、発生初期にロット毎に1点検査を行う。

(イ) 野生きのこは、発生初期に市町村毎・品目毎に3点以上検査を行う。

(ウ) 野生山菜は、発生初期に市町村毎・品目毎に1点以上検査を行う。

(エ) 野生樹実類・果実は、発生初期に市町村毎・品目毎に3点以上検査を行う。

(オ) 栽培山菜は、発生初期に生産者毎に1点以上検査を行う。なお、出荷制限が解除となった市町村については3点以上検査を行う。

ウ 出荷制限解除のための検査

出荷制限が指示されている市町村においては、以下により、出荷制限解除のための検査を実施する。なお、すべての品目で出荷制限が指示されている野生きのこについても、品目別に検査を実施する。

(ア) 栽培きのこは、生産者毎に各ロット1点以上を採取し、検査を行う。

(イ) 野生きのこ、野生山菜及び野生樹実類・果実は、市町村毎に5点以上を定点採取し、検査を行う。継続して基準値を下回りかつ安定的に放射性セシウムが減少傾向であることが確認された場合、市町村毎原則60点を採取し、検査を行う。

エ 月別採取計画

別に定める。

(5) 水産物

ア 検査対象品目

(ア) 海産物

漁業種類毎の対象品目

a 底びき網漁業

ヒラメ・カレイ類、アイナメ・メバル・ソイ・カサゴ類、甲殻類、イカ・タコ類、
貝類 等

b 固定式さし網漁業

ヒラメ・カレイ類、アイナメ・メバル類、スズキ、シロザケ 等

c 船びき網漁業

コウナゴ、イカナゴ、シラス、サヨリ、シラウオ類 等

d カゴ漁業

タコ類 等

e 貝桁網漁業

ホッキガイ

f 釣り漁業

メバル類、メジマグロ、ブリ類、マダラ 等

g 潜水漁業

アワビ、ウニ、海藻 等

h その他の漁業

カツオ、サンマ、サバ類、アサリ、ヒトエグサ 等

(イ) 淡水魚等

a 河川・湖沼に生息するもの

アユ、イワナ、ヤマメ、ウグイ、ワカサギ、モクズガニ 等

b 養殖業の対象魚種

イワナ、ヤマメ、ニジマス、会津ユキマス、アユ、食用ゴイ 等

(ウ) (ア) (イ) のほか、特に分析が必要と認められる品目

イ 検査頻度

水産物について、次項に定める点数を原則として採取期間中毎週 1 回以上検査を行う。

ウ 採取方法及び採取点数

(ア) 水産試験場調査船によるサンプリング調査を相双海域、いわき海域で相互に採取し、
毎週 1 回採取する (概ね 20 点程)。

(イ) いわき海域、相双海域で漁船により週 1 回採取する (概ね 180 点)。

(ウ) 養殖魚については、該当する市町村毎・魚種毎に月 1 回採取する (週 5 点)。

(エ) 河川、湖沼生息魚については、解禁前、漁期中に各漁場で主な魚種について調査を行
う (概ね週 25 点)。

エ 月別採取計画

別に定める。

(別紙)

平成29年度 月別採取計画 (7~9月分)

平成29年6月19日現在

福島県農林水産部

品目 \ 月	7月	8月	9月	合計
穀類 計	36	17	12	65
米				0
大豆				0
麦類	33	9	10	52
その他	3	8	2	13
野菜	375	305	195	875
果実	85	150	245	480
畜産 計	770	775	871	2,416
原乳	40	32	32	104
鶏卵	10	10	10	30
肉類	676	621	686	1,983
飼料作物	42	112	143	297
はちみつ	2			2
きのこ・山菜	73	52	230	355
樹実類			29	29
水産物	940	1,030	820	2,790
海産物	820	880	700	2,400
内水面	120	150	120	390
合 計	2,279	2,329	2,402	7,010

「野生鳥獣の肉類の放射性物質検査」 検査計画

(平成29年度 第2四半期)

平成29年7月

福島県自然保護課

1 目的

野生鳥獣の放射性核種の濃度測定調査を実施し、県民の生活環境の安全・安心を確保する。

2 調査対象区域・調査種・サンプル数

県内(避難指示区域を除く)7方部において、イノシシ、ツキノワグマ、キジ、ヤマドリ、カモ類、ノウサギについて、それぞれ下表のサンプル数を目安として調査を行う。

(第2四半期 7~9月)

調査対象種	区分	方部別検査計画								区分別計
		県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	計	
イノシシ	大型獣	15	9	6	2	1	12	2	47	61
ツキノワグマ	大型獣	2	1	1	5	1	0	0	10	
ニホンジカ	大型獣	0	1	1	1	1	0	0	4	
キジ・ヤマドリ	大型獣以外	3	2	0	0	1	1	1	8	13
カモ類	大型獣以外	1	1	0	1	0	1	1	5	
ノウサギ	大型獣以外	0	0	0	0	0	0	0	0	
計		21	14	8	9	4	14	4	74	74

3 調査期間・方法

平成29年4月～平成30年3月

(1) 狩猟期前(～11月14日)

1月に1回程度調査する。

イノシシ、ツキノワグマ、ニホンジカの捕獲は有害捕獲、指定管理鳥獣捕獲による。

鳥類の捕獲は調査捕獲による。

(2) 狩猟解禁後(11月15日～)

1月に1回程度調査する。

(1)の有害捕獲、指定管理鳥獣捕獲、調査捕獲の他狩猟による捕獲も含めて調査する。

4 調査項目

捕獲個体全ての捕獲位置、筋肉組織などの放射性核種の濃度を測定する。

捕獲状況に応じ、捕獲位置空間放射線量を測定する。

平成29年度加工食品等の放射性物質検査計画（第2四半期）

平成29年7月3日
福島県食品生活衛生課

1 目的

「ふくしま食の安全・安心に関する基本方針」に基づき、県産農林水産物を原料とした加工食品等を中心に放射性物質検査を実施し、食品衛生法上の基準値等を超過した加工食品等の流通を未然に防止するとともに、本検査結果を消費者に速やかに情報提供することにより、食の安全・安心を確保することを目的とする。

2 検体採取及び検査機関

- (1) 検体採取公所：県北、県中、県南、会津、南会津及び相双の各保健所
- (2) 分析機関：衛生研究所

4 検査対象食品

原則として、以下に示す食品を対象とする。ただし、食品関係事業者からの検査実施の要望等を踏まえながら、各保健所において地域の実情等を勘案し、検査を実施する必要性が認められるものについては、この限りではない。

- (1) 県産及び周辺自治体の農林水産物並びに山野草を原材料とする加工食品であって、製造工程に乾燥、脱水及び加熱等の工程が含まれることにより、原材料由来の放射性物質が濃縮される可能性のある食品
- (2) 屋外での乾燥工程を有する加工食品
- (3) その他の食品

5 重点検査対象食品

これまでに実施した加工食品等の放射性物質検査の結果、基準値（一般食品で100 Bq/kg）を超える放射性セシウムが確認された以下に示す食品を重点検査対象食品とする。

- (1) 乾燥野菜類
- (2) 乾燥果実類
- (3) 乾燥きのこ類
- (4) 乾燥山菜類
- (5) 乾燥山野草
- (6) 茶葉
- (7) 漬物
- (8) 塩蔵野菜

5 検体採取方法

食品衛生法第28条第1項の規定に基づく収去とし、県の各保健所が管内の製造・加工所、小売店等から採取する。

6 採取予定検体数

平成29年7月～9月の各保健所の採取予定検体数は下記のとおり。

公所名	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	合計
検体数	340	225	225	290	55	115	1250